公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団物品調達等一般競争入札執行要領

（趣旨）

第１条　この要領は、公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団（以下「財団」という。）が発注する物品の調達及び印刷の請負契約を一般競争入札により執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　この要領の対象は、理事長が指定する物品の調達及び印刷の請負に係るもの（以下「指定物品」という。）とする。

（参加資格）

第３条　一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格という。」）は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に対象となる業種で登載されている者であること。

（３）公表日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

（４）公表日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

２　前項に定めるもののほか、必要な参加資格は、理事長が別に定めることができる。

（公表内容等の決定）

第４条　指定物品の執行伺いを所掌する部長は、指名業者等選定委員会に諮り、第３条に定める参加資格及び公表の内容等を決定するものとする。

（公表の方法）

第５条　公表は、別に定める入札参加募集説明書（以下「説明書」という。）により、財団ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

（公表する事項）

第６条　説明書で公表する内容は、次に掲げる事項とする。

（１）調達案件名称及び数量

（２）調達案件の仕様

（３）納入期限

（４）納入場所

（５）入札方法等

（６）参加資格

（７）入札参加資格の確認

（８）仕様書等に関する質問及び回答
（９）提案品の受付及び採否結果通知（印刷の請負に係るものを除く。）
（10）開札の方法及び開札場所等
（11）入札保証金
（12）入札の無効
（13）最低制限価格の設定（印刷の請負に係るものに限る。）
（14）落札者の決定等
（15）契約保証金
（16）その他必要な事項

（入札参加の意思表示）

第７条　一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、説明書に定める期限までに、説明書で定める方法で入札参加申込書を理事長に提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

（参加資格の審査及び通知）

第８条　理事長は、前条により参加希望者から入札参加申込書の提出があった場合は、入札の参加資格を審査しなければならない。

２　理事長は前項の審査の結果を、入札参加資格審査結果通知書（様式第１号）により通知するものとする。

３　参加資格の審査は、入札参加資格等審査結果調書（様式第２号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

４　落札者が契約までに説明書に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札者は入札参加資格を満たさないものとする。

５　入札参加希望者及び第２項により指定物品の入札参加資格を満たすと認められた者（以下「入札参加資格者」という。）については、当該指定物品の入札終了まで公表しない。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第９条　入札参加資格審査結果通知書を受理した者が、受理した入札参加資格審査の結果に不服があるときは、前条第２項の通知の日の翌日から起算して原則として５日（休日を除く。）以内に、理事長に対し、その理由について説明を求めることができる。

２　入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、説明要求書（様式第３号）を持参又は郵送することにより行うものとする。

３　理事長は、第１項の説明を求められたときは、説明要求書を受理した日の翌日から起算して原則として５日（休日を除く。）以内に、回答書（様式第４号）により回答するものとする。

４　当該説明の要求は、前条第１項の事務の執行を妨げないものとする。

（入札説明会）

第 10 条　理事長は、特に必要があると認める場合に、入札説明会を開催することが

できる。

（発注図書等）

第 11 条　入札に参加するために必要となる図面、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「発注図書等」という。）は、入札参加資格者に閲覧及び貸与するものとする。

（仕様書等に関する質問及び提案品の受付）

第 12 条　入札参加資格者で、仕様書等に関する質問がある場合は、質問票により、受付期間内に理事長あてに、ファクシミリで提出するものとする。

２　入札参加資格者からの質問（様式第５号）及びその回答（様式第６号）の要旨は、入札参加資格者に周知するものとする。

３　入札参加資格者が、仕様書に示す例示品以外の物品で仕様を満たすものとして、入札を希望する場合は、受付期間内に別途指定する者あて、提案品協議書（様式第７号）にカタログ等を添付して持参又は郵送で提出し、仕様を満たしていることの確認を受けるものとする。

４　入札参加資格者全員に共通する質問及びその回答並びに提案品の採否結果については、説明書に定める日時に理事長が、財団ホームページに掲載して行うものとする。

（入札保証金）

第 13 条　入札参加資格者は、見積金額の 100 分の５以上の額の入札保証金の納付を行わなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。

（１）入札参加資格者が保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（２）財団、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（指定出資法人を含む。）と指定物品とほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の４月１日以後に２回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（３）その他前号に準ずる場合であると、理事長が認めるとき。

２　入札保証金は、入札の終了後、様式第８号の請求書に基づきこれを還付する。ただし、落札者の入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

３　落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金は還付しない。

（入札執行者等）

第 14 条　入札執行者は、総務課長又は総務企画部長が指定した者とする。

２　入札執行者は、入札に当たって、財団職員にその執行を補助させることができる。

（入札金額見積内訳書）

第 15 条　入札執行者は、必要があると認めるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書を提出させることができるものとする。

（入札）

第 16 条　入札執行者は、説明書に定める方法により、入札書（様式第９号）を提出させなければならない。

２　入札に参加する者の数が１者の場合であっても、執行するものとする。

（代理人による入札）

第 17 条　入札は、代理人をして行わせることができる。この場合における委任状（様式第 10 号）提出方法及び代理人であることの確認の方法は、説明書で定める。

（入札の辞退）

第 18 条　入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取扱うものとする。

（１）入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第 11 号）を提出させる。

（２）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

（入札書の書換等の禁止）

第 19 条　入札執行者は、入札参加者がいったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

（入札の取りやめ等）

第 20 条　入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（開札）

第 21 条　開札方法及び開札結果の発表の方法は、説明書で定める。

（入札の無効）

第 22 条　次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（１）入札参加資格のない者がした入札

（２）所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

（３）入札者の押印のない入札書による入札

（４）記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

（５）金額の訂正のある入札書による入札

（６）押印された印影が明らかでない入札書による入札

（７）記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

（８）代理人で委任状を提出しない者がした入札

（９）他人の代理を兼ねた者がした入札

(10) ２通以上の入札書を提出した者がした入札又は２以上の者の代理をした者がした入札

(11) 談合その他不正行為があったと認められる入札

（12）虚偽の入札参加資格審査結果通知書を提示した者がした入札
（13）その他公表した事項に反した者がした入札
（再度入札）
第 23 条　入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格、かつ、最低制限価格を設けた場合はその額以上の価格（以下「制限範囲内価格」という。）をもって入札したものがないときは、再度入札を行うものとする。
２　再度入札は、２回限りとする。
３　再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。ただし、前回の入札において、無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
４　再度入札の実施期日は、説明書で定める期間内において、理事長が定める。
（不調時の取扱い）
第 24 条　再度入札によっても、制限範囲内価格で入札を行った者（以下「落札者」という。）がいない場合は、随意契約とすることができるものとする。
２　前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとし、希望者から見積書（様式第 12 号）を提出させるものとし、その方法は、説明書に別に定める。
（落札者の決定）
第 25 条　入札執行者は、制限範囲内価格で入札をした者を落札者と決定するものとする。
２　理事長は、前項により落札者として決定した者に対して、様式第 13 号により通知するものとする。
３　制限範囲内価格で入札をした者が２者以上ある場合の落札者は、くじにより落札者を決定する。
（契約保証金）
第 26 条　契約保証金の額は契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、次のいずれかに該当する者については、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
（１）契約の相手方が保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
（２）財団、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（指定出資法人を含む。）と指定物品とほぼ同じくする契約を前々年度の４月１日以後に２回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたとき。
（契約の確定）
第 27 条　契約は、理事長と、契約の相手方が契約書に記名押印（電子契約の場合は、双方の電子署名が完了）したときに確定する。
（その他）

第 28 条　この要領に特別の定めがない事項は、理事長が別に定める。

附　則

この要領は、平成 24 年４月 19 日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。